



金 沢 市 公 報

号外第 2 1 号

平成26年(2014年)8月18日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

| ◎ 目 次 | ページ | |
|------------------------------------|-----|--|
| ● 告 示 | | ○金沢市議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じたことについて (") 1 |
| ○市長の職務代理について (総務課) | 1 | ○直接請求、解職の請求又は合併協議会設置の請求のための署名を求められない期間について (") 1 |
| ●選挙管理委員会告示 | | |
| ○金沢市長選挙を行うべき事由が生じたことについて (選挙管理委員会) | 1 | |

告 示

●金沢市告示第256号

平成26年8月19日以後、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定により、市長の職務を副市長丸口 邦雄が代理します。

平成26年8月18日

金沢市長 山 野 之 義

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第60号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第114条の規定により金沢市長選挙を行うべき事由が生じたので、同法第199条の5第4項第6号の規定により告示します。

平成26年8月18日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第61号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第3項の規定により金沢市議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第199条の5第4項第6号の規定により告示します。

平成26年8月18日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第62号

金沢市の区域において金沢市長選挙及び金沢市議会議員補欠選挙が行われることになったため、平成26年8月19日から金沢市長選挙及び金沢市議会議員補欠選挙の期日までの間、その区域においては地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)及び市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求、解職の請求又は合併協議会設置の請求のための署名を求められなくなります。

平成26年8月18日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

平成26年(2014年)8月18日 印刷
平成26年(2014年)8月18日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄